

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録

< 第25号 >

令和 7 年第 7 回沖縄県議会（11月定例会）

令和 7 年12月19日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録＜第25号＞

開会の日時

年月日 令和7年12月19日 金曜日
開 会 午後1時30分
散 会 午後4時33分

場 所

第2委員会室

議 題

1 証人尋問について

出席委員

委 員 長	西 銘 啓史郎
副 委 員 長	仲 里 全 孝
委 員	宮 里 洋 史
委 員	徳 田 将 仁
委 員	小 渡 良太郎
委 員	新 垣 淑 豊
委 員	上 原 快 佐
委 員	玉 城 健一郎
委 員	新 垣 光 栄
委 員	仲宗根 悟
委 員	高 橋 真
委 員	比 嘉 瑞 己
委 員	当 山 勝 利

委 員 大 田 守

欠 席 委 員

委 員 大 浜 一 郎

証人尋問のため出席した者の職・氏名

(証人)

平安山 英 雄

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

ワシントン駐在問題に係る証人尋問についてを議題といたします。

本日の証人として、平成27年度及び平成28年度当時のワシントン駐在初代所長平安山英雄氏に出席をお願いしております。

平安山証人からは、質問確認のための筆記用具の使用について申出がありましたので、委員長としてこれを許可したことを御報告いたします。

これより、平安山英雄氏への証人尋問を行います。

平安山証人におかれましては、本日は御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本委員会の調査のために、御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証言が証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項に関する

とき、又はこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷又は祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨の申出をお願いします。

基本的にそれ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。

以上のことについて、御承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

傍聴者を含む、全ての皆様の御起立を願います。

(全員起立)

○西銘啓史郎委員長 平安山英雄証人、宣誓書の朗読をお願いします。

○平安山英雄証人 読ませていただきます。宣誓書。良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和7年12月19日、平安山英雄。

○西銘啓史郎委員長 どうぞ御着席ください。証人は、宣誓書に署名捺印願います。

(証人、宣誓書に署名捺印)

○西銘啓史郎委員長 この際、証人に申し上げます。

証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。

証人は、自己の経験によって知り得た事実について、記憶を元に証言するものであることから、証人が直接経験しなかった事実や意見についての陳述を証人に対して求めることのないよう、御留意願います。

また、委員の発言の際は、威圧的な用語や表現を用いたり、証人を侮辱し又は困惑させるような質問とならないよう、証人の人権に十分御配慮願います。

次に、尋問の方法等について、休憩中に改めて確認いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、尋問の方法等について、また、小渡良太郎委員から仲里全孝委員に持ち時間の全てを、新垣淑豊委員から徳田将仁委員に1分、譲渡することが確認された。また、西銘委員長から平安山証人に対して事務局から事前にメールで送付した3つの報告書について目を通したか確認があり、平安山証人からは目を通していているとの回答があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより平安山証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から尋問を行うことにいたします。

まず、あなたは平安山英雄さんですか。

○平安山英雄証人 はい、そうでございます。

○西銘啓史郎委員長 次に、職業、生年月日をお述べください。

○平安山英雄証人 申し上げます。―――生まれでございます。職業はですね、―――。

○西銘啓史郎委員長 それでは、尋問順序に従って、各委員からの訊問を行います。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 平安山さん、本日どうぞよろしくお願いします。

○平安山英雄証人 こちらこそよろしくお願いいたします。

○徳田将仁委員 まずお聞きしたいのが、翁長知事が12月に当選をされて、その後、いつ、どのような形で、誰からこのワシントン駐在所長をやってほしいという話を受けたのか、お願いします。

○平安山英雄証人 申し上げます。

徳田委員、実は12月知事が当選されて、その直後にですね、私の長年の友人である知事の側近から、ワシントンに事務所を知事が設置する考えがあって、その所長にあなたの名前が挙がっているよと、自薦他薦で数名の名前が挙がっているというお話がありました。

ところが私はですね、過去のこの私の職務上、これは受けるべきではないなというふうな考えを持ちました。ところがですね、その後、さらに私の長年の友人であります、幼稚園からの友人でありますある県議から呼ばれまして、沖縄県がワシントンあるいはアメリカのどこかに事務所を設置するというのは、歴代の知事の長年の念願であったと。そういうことで、少しでも協力してもらえばありがたいかなということでしたので、受けるべきかなあという考えに少し傾きまして、いろいろな友人にどうするべきかを相談をしました。

そして12月の年末に、さらに知事のある意味、最側近の1人と言ってもいいと思いますが、その彼も私の長年の友人ですが、彼から英雄、知事がワシントンに事務所を設置することを強く望んでいるので——もう実はアメリカ総領事館を定年退職をした後でしたので、もう我々のこの65歳、66歳以降は人生のシーブンだよと——彼からのそのままでの言葉を使わせていただきますが、だからこの残された人生、少しでも沖縄県民のために働いてくれないかということをおっしゃったので、もうそこまで長年の友人であるお二人からそういう話があるのであれば、受けるべきかなということで、実は12月の28日、彼ともう一人の友人、3名で領事館の近くで食事を取りながら、かなり説得されましたので、もうあなたがそこまで言うんだったら、受けてもいいよというお話をしまして、そして彼は即刻、その場でですね、翁長知事に電話をいたしまして、平安山が受ける意志を固めたということで報告をしたら、じゃぜひ会おうと。実はこの事務所について、翁長知事からこれまで直接、私に話があったことはあり

ませんでした。28日までですね。友人を通して、私の友人を通してその話がありまして、この28日には知事とお会いして、直接ワシントンの事務所長でぜひ頑張ってくれというお話でございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員長から平安山証人に対して質問された事項に対して簡潔に答えるようにとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 今おっしゃった側近、そして最側近、県議という方はどなたですか。

○平安山英雄証人 申し上げます。

個人名はある意味、僕の理解では個人情報ですので申し上げませんが、もう少し具体的にですね、最初にお話をした友人、これは沖縄県議会の議員です。そして、もう一人の友人は那覇市の副市長を務められた方です。もう一人の友人は沖縄県の副知事を務められた方です。この3名です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員長から平安山証人に対して、今出た3名の方についてはいずれも公職にあった方という前提で名前を述べてほしいとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

平安山英雄証人。

○平安山英雄証人 申し上げます。

1人の友人は、沖縄県前議会議員であります玉城義和元県議でございます。そして、もう一人の側近は富川盛武前副知事ですか、前じゃなくて元副知事ですね。そして、もう一人の友人は、久高将光元那覇市副市長、この3名でござ

います。

○徳田将仁委員 この12月28日からですね、それからそこで12月28日に引き受けたんですよね。引き受けて、その中でこの4月までの赴任の間、1月、2月、3月は、平安山さんは何をなされたんですか。

○平安山英雄証人 申し上げます。

私の記憶でははっきりした日にちは覚えてませんが、知事から参与の辞令をいただきまして、参与として3月の31日まで仕事をした記憶があります。その後、4月の1日からは県の参事監として、沖縄県ワシントン事務所の所長として勤務をしたということでございます。

○徳田将仁委員 参与を命じられたのはいつですか。1月7日でもいいし、2月でもいいし、この3月までの間なのか。

○平安山英雄証人 正確な日にちは今手元に資料がありませんが、1月だったんじゃないかと思いますね。

○徳田将仁委員 1月からこの3月の間、参与として働いていたということなんですけど、その間の参与としての仕事というのはどういったことだったんですか。

○平安山英雄証人 1度ですね、県の職員と一緒にワシントンに下調査に行きました。さらにですね、その間にいろいろ、私は沖縄県庁に参与室というのを設けてもらっていましたので、そこに来られる皆さんに、いろいろと沖縄県のワシントン事務所についてのお話をお伺いしたり、意見をお伺いしたりした記憶があります。

○徳田将仁委員 この1度、ワシントンに下調査に行ったとのことですが、どういった調査を行いに行ったんですか。

○平安山英雄証人 これは、私は全くワシントンにつてがあるわけではありませので、沖縄県が、これまでお付き合いしていた過去の知事訪米の際にお世話になった方々、そういう方々がおられまして、そのお世話になったコンサルティングファームだと私は理解しておりますが、2社の皆様方と面談をいたし

ました。

○徳田将仁委員 この2社というところは、もし可能であれば、お名前覚えていますか。

○平安山英雄証人 1社はですね、ワシントンコアさん。もう1社は記憶にないですね。名前をちょっと、もう10年前の話ですので。しかも、僅か一、二時間の面談だったんじゃないかと思えますので。しかもその代表者、所長に会ったのではなくて、その事務職の方とそこはお会いしたような記憶があります。

○徳田将仁委員 そこでお会いして、どのような話をしたんですか。

○平安山英雄証人 どのような話をするというか、知事がワシントンに事務所を設置することを強く望んでおられますので、もし、その際は皆さんに御協力をお願いできますでしょうかということをお話したと思います。

○徳田将仁委員 そのワシントンコア社の話なんですけど、事務所の業務自体がワシントンコア社を通じて行われていたことは、当時認識していますよね。

○平安山英雄証人 当時行ったときですか。ワシントンコア社につきましては、私は知事から参与の辞令を受けて、そしてワシントンに行ったときに、初めてワシントンコアさんとはお話し合い持ちました。そしてですね、私の知る限りでは、このワシントンコアさんは、沖縄県知事が訪米をする際に、過去にお世話になった事務所ですよという情報はありました。

○徳田将仁委員 この支払いのスキームの話を少ししたいんですけど。ワシントン事務所は県から直接支払いがなくて、ワシントンコア社を経由して支払うというスキームを最初に提案したのは、どなたですか。

○平安山英雄証人 私は金銭のやり取りについては全く関与していません。これは当然、県の総務部、あるいは所管の知事公室が責任を持ってやったものと記憶しております。

○徳田将仁委員 そうではあってもですけど、平安山さんはこの事務所の最高

責任者であると思うんですよ。最高責任者であって、御自身の事務所の支払いのスキームを理解はしていたのか、それとも理解はしていなかったのか、答弁をお願いします。

○平安山英雄証人 委員長。徳田委員からですね、私の事務所というお話がありますがとんでもございません。これはですね、沖縄県県知事が設置をした沖縄県の事務所でありますので、私の事務所であるなんていう話は一切ないです。

○西銘啓史郎委員長 徳田委員、訂正して、もう一度質問し直してください。

○徳田将仁委員 御自身の事務所としてというところを僕は言ったのは、例えば定款だったり、そのときに社長という名前でサインされているわけですね。だから御自身の事務所じゃないという意識だったのかなと思って質問したんですよ。

○平安山英雄証人 私は、そこが私のものであるという認識はずっと2年間、一切ございません。そして、私がですね、ある書面に署名をしているということは後で知りました。実は自分もですね、記憶がないぐらいなんですよ。というのは、赴任早々ですね、知事訪米の準備をして、マケイン上院議員、コ克蘭上院議員、上院、下院の大物との面談のセットをするために駆けずり回っているときに、たしかですね、ワシントンコアさんのほうから、法人設立をするのでそこに署名をしてくれと。そしてそこがですね、このワシントン事務所から、株式会社を設立するので署名をしてくれという話は一切ございません。私は法人を設立するので署名をしてくれという、もしですね、株式会社を設立するというお話を僕に直接やっているのであれば、どうして株式会社ですかと当然、質問はしたと思いますが、そういうこともありませんでしたので、とにかくもう大急ぎで署名をした記憶は事実として残っているわけですから、ちょっと薄れてといいますか、記憶は。そういうふうに署名したと思います。

○徳田将仁委員 今まさにおっしゃったのも、池田課長からもお聞きしたんですけど、ワシントン事務所について、この3月の時点でも法人化の話はなかったと言っていたんですね。それにもかかわらず、最終的にこの法人化がもう5月にはなっていますので、それがなぜ行われたのかなと思っているんですけど、そこら辺のお話を聞かせてください。

○平安山英雄証人 僕は、池田課長はですね、このワシントン事務所について、法的な知識は全くないんじゃないかと思いますよ。どういう形でワシントンに、沖縄県が活動できる事務所が開設できるのかという知識というのは、一切、僕は池田課長のレベルでは持ってないと思いますね。これはアメリカの弁護士、アメリカの法律に詳しい弁護士等がしっかりと知識を持っている話であって、県の課長がですね、アメリカの法律にも詳しくない課長がお話ができるようなものではないと私は思います。

○徳田将仁委員 運天所長の話なんですけど、もうこの資金のスキーム、流れは、平安山所長から聞いたと証言していたんですけど、それは事実ですか。

○平安山英雄証人 とんでもございません。これはですね、沖縄県がその総務部あるいは所管は知事公室ですので、事務所を設置して、金をちゃんと支払いをしているという話であって、これは県の職員が知るべきであって、私がそれを知るべきものではないと私は理解をしております。

○徳田将仁委員 その運天所長なんですけど、御自身が所長になって後に、地方自治法と整合性を取るならワシントン事務所は置けないと思う、そして非常に黒に近いグレーだと証言しているんですね。平安山さんは初代所長として、同様のこの法的な問題意識というのは、当時ありましたか。

○平安山英雄証人 運天課長あるいは元所長がですね、法律も知らない中でこれが白であるとか黒であるとか、これはアメリカの弁護士、日本の弁護士が言うのであれば話は分かりますが、公務員の立場で、法律の専門家でもない人が、白であるとか黒であるとかいう話ができるものではないと私は思います。そして、これは沖縄県知事が、僕の理解では知事選挙の公約に掲げて政治的に設置した事務所であり、そして県知事の意図、目的を持って設置されたものと思いますので、これを設置するべきでない、するべきであるなんていうのは、県の職員が、政治的な行為を発言をするということは、私はどうかと思います。

○徳田将仁委員 先ほどの話に戻るんですけど、当時、下調べに行ったときにですね、ワシントンに同行した県の職員というのは誰ですか。

○平安山英雄証人 委員長、申し上げます。

これも個人情報保護法に触れないということを皆さんが理解して、私の責任

ではなくて申し上げます。それは山里副所長、元副所長でございます。

○徳田将仁委員 この支払いスキームもそうなんですけど、ワシントン駐在の法人化についてもそうなんですけど、このコア社とこの駐在の間ですね、協議とか調整もいろいろあったと思うんですよ。それは、実務はどなたが行われていましたか。

○平安山英雄証人 私の理解では、私はこのワシントン事務所の所長として、知事から、ぜひ頑張ってくれという話を受けて、初めてワシントンコア社については知りました。そして、このワシントンコア社については、副所長は、元知事の訪米の際にお世話になった事務所であるということも理解していたように私は記憶しておりますね。そういう事務所で——その後の話もしていいですか。このワシントン事務所について、ワシントンコア社の社長は、大変素晴らしい。僕は人格的には尊敬できる立派な方で、モンデール副大統領のミネソタ大学の教え子であり、またアメリカの議員とも非常につながりのあるような人でございまして、私たちは彼のおかげで、いろんな方々とワシントンで意見を交換することができ、また知事訪米の際にも、彼には非常に御尽力をいただいた。そういう方でございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員からコア社と調整を行っていたのは駐在の誰かを答えてほしいと補足があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

平安山英雄証人。

○平安山英雄証人 これはですね、ワシントンコア社を沖縄県がコンサルティング事務所として契約することについては、公募で私はワシントンコア社に決まったと理解をしております。これは当然、沖縄県がちゃんとその公募の手続にのっとして、ワシントンコア社を選定したものと理解をしております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員からコア社と調整を行っていたのは誰かとの質問

があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

平安山英雄証人。

○平安山英雄証人 私の記憶では、山里副所長が私より先にそことのお付き合いがありましたので、彼と沖縄県の知事公室。

○西銘啓史郎委員長 次に、上原快佐委員。

○上原快佐委員 平安山さん、2月の前回の参考人からまた本日も来ていただいてありがとうございます。

前回の質疑のときに質疑したことと多少重複することもあるかと思いますが、改めてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

まずですね、先ほど冒頭でちょっと委員長からも確認があったと思うんですが、前回来ていただいたときからですね、議会でも監査委員も、あと第三者委員会で報告書が先ほどメールで送付されたという話がありましたけれども、それにメールに目を通されたということですが、前回来ていただいて質疑してお答えした部分とですね、何か御自分の見解とちょっと違うなあとか、認識が違うなあとという部分をその報告書で確認したときに、どういった感じを受けたのかというのを、お伺いできますか。

○平安山英雄証人 全くその2月の参考人招致と、今の理解は変わってないと僕自身は認識しています。

○上原快佐委員 様々な方からですね、当時の副所長であつたり、2代目の所長であつたりですね。あとは執行部、当時の県側の職員ですね、いろんな方から我々も参考人としてですね、質疑をしてお答えいただいているんですけども、その中で御自身の発言と矛盾している部分とか、違っている部分とかっていうことの認識っていうのはありますか。

○平安山英雄証人 例えばですね、運天2代目所長ですか、だからその事務所は白であるとか黒であるとかこれはとんでもない話で、これは県の職員が、こういう政治的な立場をお話できるものではないんじゃないかという、こういう考えは新聞記事を通して私は疑問に思ってますね、それは。これは沖縄県知事

が県知事選の公約として掲げて、それを実現したというふうに考えておりますので、県で政治的な発言等ができるのは、知事、副知事、3名だけだと思いますので、職員がこういう政治的に白である黒である、事務所を閉じるべきであるというお話はどうかと思いますね。

○上原快佐委員 第三者委員会の報告書も御覧になったかと思うんですが、その中ではですね、ワシントンD Cの法律に照らしてだとは思いますが、一応、その第三者委員会でも弁護士、アメリカの州のハワイ州でしたかね、弁護士の資格をお持ちの方もいらっしゃるんですが、この第三者委員会の中にですね、非弁行為があったんではないのかという指摘であったりだとか、あとちょっと法、D Cの法律に触れている部分があるんじゃないかという指摘があったかと思うんですが、その点についてお伺いできますか。

○平安山英雄証人 ハワイ州のですね、弁護士がワシントンの法律を知っているはずはありません。アメリカではですね、各州、アメリカの国家的な弁護士というのは一人もいません。各州全部試験を受けて、この州の弁護士としてこれは活動をするようになっております。ハワイ州の弁護士は、ハワイの法律に沿った活動しかできません。ハワイ州の弁護士が、ワシントンD Cとかニューヨークとかの法律についての話をできる立場にはありません。これは全くありません。そういうことで、私は法に触れるんじゃないかとかこういう疑問とかいうのはですね、法に触れるというんであればどこにどう触れますかという、やはりワシントンの法律に照らして話をするべきであって、法律に触れるんじゃないかという憶測とか、推測とかいうのは、私はやってはいけないと思いますね。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員長からここでいうのは第三者委員会ではなく調査検証委員会であること、その委員を選任したのは玉城知事であることから知事への批判と捉えられないよう証人は発言に注意するようにとの促しがあった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

上原快佐委員。

○上原快佐委員 ではまずですね、今この百条委員会の中でも、法人設立についてがやはり大きな問題になっているんですけども、当時の認識としてですね、前回も聞いたと思うんですが、法人設立には平安山所長がどのように関わったのかということと、副所長はどのように関わっていたのかということを改めてお聞かせいただけますか。

○平安山英雄証人 法人設立につきましては、私は全くワシントンの法律に詳しいわけではありませんので、これは完璧にこの法律事務所を信頼して、当然法律の専門家ですから、合法的にその瑕疵がないような形で事務所を設置していただけるものと信頼をして、私は全く関わっていないという私の認識です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、上原委員から、副所長がどのように関わっていたかとの質問があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
平安山英雄証人。

○平安山英雄証人 恐らく副所長もですね、法律を知っているわけではないと思いますので、直接関わったのではないんじゃないかと思います。付け加えて申しますが、私はですね、この法人を設立するに当たって、何で中国には4つも事務所があるのに、山里君、こんなややこしい手続をしないとワシントンには事務所を持てないのと聞きましたら、中国にある事務所は沖縄県産業振興公社にぶら下がって事務所を設置している。そして、ワシントン事務所は政治的な活動をするので、産業振興じゃなくして政治的な活動をするということなので、中国の事務所とは違う形で設置しないといけないということで、今、弁護士事務所は動いておりますよということでした。

○上原快佐委員 では、実際に法人が設立された後ですね、どういった認識をお持ちだったのかということをお伺いできますか。

○平安山英雄証人 新聞記事等でですね、私がこの事務所が株式会社であるということを認識していたんじゃないかという疑問を持っておられるようですが、私は全くこれは株式会社であるという認識はありません。というのはです

ね、知事からワシントンに株式会社をつくるので、お前所長で行ってくれなんて話は一切ないわけですから。私はワシントン事務所の所長として行ってくれということでお受けしたことでございますので。サインがありますけれども、私はですね、この書面がですね、株式会社設立のための書類であるということは当然知らされてもいませんし、認識ありません。そして、私がサインしているというものですから、県の職員がですね、去年の12月でしたかね、僕のところに来て、平安山さん署名していますよというふうに僕に見せましたので、僕はコピーをくれと言いました。コピーもらえなかったですね。コピーお願いしましたよ、実際。これはですね、私の事務所を訪問した又吉統括監、大城副参事、もう一人事務職の方おりましたけれども、私はコピーをくれと言いましたが断られました。

○上原快佐委員 最後にですけれども、株式会社という認識がなかったという御説明だったんですが、ということは、当然、株券が発行されていたということも認識がなかったということで、よろしいですか。

○平安山英雄証人 そのとおりでございます。

私は1株を持っていませんし、これ100%沖縄県が保有している株でございますので、私は全くそれは認識ありませんでした。

○上原快佐委員 ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 次に、高橋真委員。

○高橋真委員 平安山さん、よろしくお願いいたします。

先ほど平安山さん、ワシントンコア社の方から、法人設立するので、大急ぎで署名をされたというふうに伺いました。どなたからの指示でしょうか、お伺いいたします。

○平安山英雄証人 たしかですね、中阪社長から署名をお願いしますと。これは中阪社長も私、それから山里君も、もう知事訪米でどたばたしているときにですね、大急ぎで法人設立の手続をしないといかないので、署名をしてくれということで、私はサインをした記憶があります。

○高橋真委員 署名する際、本庁側の誰かと御相談されたりしましたか、お伺

いたします。

○平安山英雄証人　ありません。

○高橋真委員　相談しなかったのはなぜでしょうか、お伺いいたします。

○平安山英雄証人　委員長。私は全てですね、知事、知事公室の指示の下に動いておりますので、その知事、知事公室が正式に契約しているところから、法人設立に向けての書類なので、署名をなさいということであれば、拒むことはできませんので、署名をしておると認識しています。

○高橋真委員　沖縄県を代表して証明する法的権限が与えられていることを、何か文書とかで一度でもいいから確認しましたか、お伺いいたします。

○平安山英雄証人　私はですね法律の専門家ではありませんが、民法の第522条契約に関して、特別な例を除いて、文書を作成する必要はありませんとうたっています。だから口頭ですね、指示を受けて、サインをしたはずです。これはもう10年前の話なので、しかもどたばたの中でやったことなので、私は、ある意味、記憶が定かではありませんが、法的な権限がなく、法律を逸脱して、私が署名したという認識は全くありません。

○高橋真委員　口頭で指示を受けたというのはどなたからですか、お伺いいたします。

○平安山英雄証人　口頭で指示を受けた、受けないどうのこうのではなくして、私は全て前にも申し上げましたとおり、沖縄県知事、沖縄県知事公室の指示の下に、全て活動しておりますので、一々それについて、口頭でお話をして、あんたこうしなさい、ああしなさいということを具体的にですね、私が一つ一つ覚えているということはありません。

○高橋真委員　行政上の沖縄県はですね、平安山さんを、沖縄県の代表として、権限を付与しているとは、公式見解は言っておりません。無権限者なんです。独断で署名したことにはならないでしょうか、お伺いいたします。

○平安山英雄証人　申し上げます。

全くそのようには理解しておりません。無権限ですね、署名したものが契約として成立するはずはないと私は理解しております。これは10年間ですね、全く問題がなく、契約として成立をしているわけですので、法的な瑕疵がなく、これは契約として成立するので、無権限なんていう話はないと思います。無権限でもし私がこの署名にサインをしたのであれば、これは私は法律に反することをしている行為だと思いますし、これは問われるべきものであると思いますが、私は2年間、2015年の4月1日から2年間務めておりますが、その間に、これが法的な瑕疵がある、あるいは法律を逸脱した署名をしたということは一切指摘ありませんでした。

○高橋真委員 沖縄県の見解とは相違しているようです。沖縄県に対してどう思いますか。

○平安山英雄証人 沖縄県がどういうふうに考えているかというのは、私はですね、直接聞いておりませんが、何かどこがどう違うのかですね、ちょっと確認してみたいですね。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から沖縄県の見解と平安山証人の認識の違いについて補足説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
平安山英雄証人。

○平安山英雄証人 私がですね、無権限で署名をしたということであれば、県が権限を与えていないということであれば、沖縄県の管理監督ミスでありませんか。

私はですね、全て沖縄県知事、沖縄県知事公室の指示の下に、ずっと活動しておりますので、無権限で私が何かをするということではできません。

○高橋真委員 平安山さん、以前ですね、私の問いに対して、専門家が作った書類だから、一公務員として拒否する権限はないというふうに述べられております。そこで言う、平安山さんが言う専門家というのは、県の利益を守る存在

でありましたか、お伺いいたします。

○平安山英雄証人 私はですね、当然その沖縄県が契約をした法律事務所だと認識しておりますので、当然沖縄県の利益を守るべき認識の下で、活動されたものと考えております。

○高橋真委員 ただ、彼らにとってですね、米国側にとって都合のよいスキームといますか、要するに、県庁本庁側が把握できない、都合のいいスキームに、利用されたという感じはありますか。

○平安山英雄証人 申し上げます。

この弁護士事務所がそういうことをする利益は一切私は認められませんので、この事務所設立に当たっては、沖縄県の利益のため。実はですね、私後で知ったんですが、ある報道機関を通して。この法律事務所は当初、ノンプロフィット・オーガナイゼーションでアメリカ政府に申請をしたけれども、金銭的なプロフィットは全くありませんが、沖縄県の声を代表するということであれば、沖縄県のプロフィットになるので、ノンプロフィット・オーガナイゼーションは駄目だということで、シーコーポレーションという法人を設立したというふうに、私は伺いました。

○高橋真委員 平安山さん、こうも述べられております。その署名に対して拒否ができないと。その拒否ができないと思った根拠って何でしょうか、お伺いいたします。

○平安山英雄証人 私は全て沖縄県知事、沖縄県知事公室の指示、監督の下に活動しておりますので、向こう、いわゆる、私の上司、あるいはその上部組織からですね、こういうことをしなさいという指示を受けたのであれば、それを拒否する権限は全くないと私は理解しております。

○高橋真委員 そう思われた、拒否できないと思われたそのお思いは分かりました。具体的にそういう指示を受けたことはありますか。指示は誰からあったのか、お伺いいたします。

○平安山英雄証人 一つ一つですね職務を遂行する上で、知事あるいは知事公室が、これをしなさい、あれをしなさいということで、具体的に一つ一つ覚え

ているわけではありませんが、とにかく、私は、ワシントン事務所の所長として、知事、知事公室長の管理の下に、そしてその指示で、ワシントンで全ての活動を行い、2年間の任務を終えて帰国したというふうに私は理解しています。

○高橋真委員 平安山さんの思いはよく分かりました。

ただ、平安山さん御自身が、その権限を与えられてなかったということであったので、いわゆるこの無権限であったという自覚がないままですね、全ての法律行為というか、契約行為が進んでいったというふうに考えられます。しかしながらですね、そのやってきたことがですね、沖縄県側の県庁側から見ると、いわゆる様々なことがチェックできない、いわゆるガバナンスが、できないような状態が生じたというのも、これ事実なんですよ。なので、もう、いわゆるこの10年間積み重ねてきて歴史的な不作為みたいに今なっている状態であります。その責任をですね、県側のほうがあるといえるのか、それともその時は公務員でありました、平安山さん御自身も、そういう責任というか、そういうものも感じられるものなのか、お伺いいたします。

○平安山英雄証人 この事務所は沖縄県が設置した事務所でありますので、これは全て県は把握していないといけなはずですよ。それができていなければ、管理監督ミスです。そして、私に権限を与えずに、私が勝手に、いろんな書類に署名をしたと、県が言うのであれば、とんでもない話です。僕に言わせると。これは当然ですね、私は県からその権限を委譲されて必要であるので、県の活動に必要であるので、署名をしなさいということで私は署名をしているはずですよ。だからこれは県庁が私に、権限もなく署名をしたということであれば、県の管理監督ミスを問われるべきではないでしょうか。

○高橋真委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 平安山さんよろしくお願ひいたします。

○平安山英雄証人 よろしくお願ひします。

○宮里洋史委員 少し重なるかなと思う部分があるんですけども、平安山氏はワシントン事務所の現地法人におかれましては、プレジデント、代表という

立場にありました。これは単なる肩書ではなく、現地の法令、コンプライアンスに対する一切の法的責任を追う立場であるとされるんですけども、その認識はなかったということですよね。

○平安山英雄証人 私はこれが、株式会社シーコーポレーションであって、私がプレジデントであるというのは、後ですね、去年にこの署名を見せられて知りました。そしてその署名にはですね、4人の名前があります。私がプレジデント。山里君がヴァイスプレジデント。その下にプレジャーとして、山里君の名前があって、私はですね、一番下の4名の、また僕の名前がセクレタリーとして私の名前があるんですよ。

これはある報道機関に、あんたこれどう訳するかと聞いたら、秘書ですね。社長であり秘書であるんですかと。しかし私は、実は英語を知っていますね。本当はね、これは事務長と訳すべきじゃないかと思いますが、とにかく、プレジデント、ヴァイスプレジデント、プレジャー、セクレタリーっていう4つの名前。この中で、実務的に実際の人間は2人ですよ。その2人の名前が署名されておりました。

○宮里洋史委員 現地法人の代表者として、日々の業務や重要事項の決定について、沖縄県庁の具体的にどの部署、どの方に対して定期的な報告を行っていましたか。それをお聞きしたいと思います。

○平安山英雄証人 私は、知事に毎月ですね、平均で20ページぐらいの活動報告書を欠かさず提出しております。詳細にですね、私の一月の活動について、知事に報告して、これはメールで送っておりますので、知事、副知事、公室長。この3名にしっかりと報告書を提出しております。

○宮里洋史委員 税務申告、FARA報告、ビザ申請についてであります。この営利法人であることであったり、税務申告しているだったり、FARAの報告、特に収支に関する詳細。ビザ申請、これらは法人が存続する上で不可欠な基本的な手続になりますけれども、それらに対してサインした記憶はありますか。

○平安山英雄証人 申し上げます。

全く私は記憶にありませんね。これは、お金の出所は全て沖縄県でありますし、私とその金銭の流れに関係したという認識は一切ございません。

そして、ビザに関してのお話をされておりますけれども、私のビザについては、全くそれとは関係なく、私はビザ申請をして、合法的なビザでアメリカに渡航し、2年間の任務を遂行しております。

○宮里洋史委員 今、平安山さんがこれらの必要な手続、そして年次報告に対してですね、知らないとおっしゃっていました。担当職員が知らなかったって証人喚問でおっしゃったんですね、県の担当職員が。代表者である平安山さんが、これらの職員を確認してサインをしないと提出できませんので、そういったことで、相違はありませんか。

○平安山英雄証人 恐らくですね、職員が知らなかった可能性はあります。というのはですね、私は相当厳しいこの固有名詞も含めて、厳しい意見を、これはちょっと漏れると問題になるのかなという厳しい報告もしておりますので、くれぐれも知事には、これは三役、それで知事公室長で情報を、共有してくれということでお願いをした記憶がありますので、恐らく、私の報告は、その下の皆さん方には、いっていない可能性あります。

○宮里洋史委員 今回この部分大変問題になっていまして、なぜかというのですね、委託料の中に、公募する際に、会計の監査の件、そしてFARAの件は特にビザの件が入っているんですよ。担当はそれ知らないって言ってるんですよ。これは平安山さんも知らないっておっしゃっていました。これはコア社が隠蔽していたのか、隠していたのか、それとも山里さんは知っていたのか、どなたか知っていたのか分かりますか。

○平安山英雄証人 FARAにつきましてはですね、当然これは私たちが知る由もない、FARAの存在自体知りませんので、フォーリン・エージェント・レジストレーション・アクトの略ですけれども、外国代理人登録法という法律があるようで、アメリカ合衆国で、ある組織、沖縄県ですね、沖縄県を代理して発言をする、意見を、情報発信をするという活動をするということについては、このFARA、フォーリン・エージェント・レジストレーション・アクトっていう法に基づいて、外国の機関の代理をしますよ。そして、お宅にはその権限を与えますよっていうこの法律の下で活動するのに、どうしても必要だったと思います。

それで私はこれは、当然法律の専門家ではありませんので、私が、これを登録どうのこうのっていうのとは全く違いますよね。これは、恐らく、ワシントン

コア社さんが、沖縄県のワシントン事務所がワシントンで活動するについては、法に触れないように、F A R A登録をして活動するべきであるという認識の下で、F A R A登録をしたものと私は理解しております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員からF A R Aの年次報告について誰が知り得たのか、またなぜ職員に知らされなかったのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

平安山英雄証人。

○平安山英雄証人 私はですね、この報告義務があるということも全く知りませんし、おそらくワシントンコア社さんは、実際沖縄県と契約をして、沖縄県から支払いを受けている事務所ですので、このF A R Aに必要な、例えば、報告義務があるとすれば、ワシントンコア社さんが報告をされたのかなと。私は一切してません。F A R Aの登録に関しては。

それで、山里君に関しては、彼がどれぐらい理解していたかというのは、僕は彼ではありませんので、申し上げられませんね。

○宮里洋史委員 改めて、設立時のお話なんですけれども、株券を御覧になられたことはございますか。

○平安山英雄証人 実は去年ですね、12月に、これは株式会社ですよと言われたので株券あるだろうと、そういうふうに質問をしたら、1株1ドルの1000株の株を県が保有していますと。そしてそのときにですね、なんか株券も僕は見たのかなもう記憶ないぐらいですが、とにかく株券は僕は実際、持っているわけではないので、僕が手元に持つはずもないし、これは沖縄県が保有をしているものですから、株券は沖縄県が保有しているか、あるいは、ひょっとしたら、その沖縄県の利益のために働いておられる弁護士事務所が保管をしている可能性もないとは言えませんねというのは、こんなことをここで申し上げるべきかどうか分かりませんが、田久保市長の卒業証書、弁護士がお預かりしているという話もありますので、弁護士事務所は、そういう株券を管理する責任、義務、権利はあるんじゃないかということは考えますね。

○宮里洋史委員 ありがとうございます。

株券に署名しましたか。

○平安山英雄証人 私は1株も持っていないので、私が署名をする云々というのはありませんね。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員長からワシントンDCオフィス社の株券発行について補足説明があった。また宮里委員から平安山氏に株券(写し)を提示して確認させた。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

平安山英雄証人。

○平安山英雄証人 確認しましたところ、間違いなく私の署名でございますので、署名をしたというふうに訂正をさせていただきます。

○宮里洋史委員 これ法人の存在を左右する結構決定的な事項なんですけれども、当時、代表者も認識なかったんですけれども、様々なことを失念しているということが、やっぱり私たちは少し考えづらい部分ももちろんあるんですね。あるんです。これもしかするとですよ、説明できない不適切なプロセスがあったんじゃないかなと推察してしまうんですけれども、そこら辺はどうですか。

要するにコア社も含めて、県庁職員も知らない、みんな知らない、誰がブラックボックス化したんだという疑惑を持たざるを得ないんですがいかがでしょうか。

○平安山英雄証人 確かにですね、これはもう初めてのことで、沖縄県も私も知らない部分がたくさんあったのではないかとことは考えられますね。そして、私ももう10年前のことですので、この署名をしたこと自体、記憶にないんです。本当にこれは正直な話、記憶にないです。

ということですので、この辺のところを考えますと、このブラックボックスにしたというのはですね、これは初めてのことで、皆さん暗中模索で、この事務所を設置して、その事務所の運営をしてきたというところでしょうかね。

もうそれ以外に考えられませんね。しかし、僕の認識では、10年間アメリカ

合衆国の法律の下で、問題もなく活動してきたという事実はあるのではないかというふうに思いますね。

○宮里洋史委員 定期的にある税務申告、そしてF A R Aの報告ですね、その説明を受けていない。代表者でありながら受けていないということは、コア社が勝手にやったと捉えてもよろしいということですよ。

○平安山英雄証人 そうとしか考えられませんね。

○西銘啓史郎委員長 次に、仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 平安山さん、よろしくお願いいたします。

このワシントン事務所の問題提起をしましょうかね。この会社設立の問題点、あるいは、運営してきたことの問題点ということで、この百条委員会特別委員会が開かれて、真相を究明しようと、どうだったのか。その間、県の役割ですか、現地事務所のなすべき仕事だとかいうようなのが見えてきたと思うんですけれども。

実際に外国人代理登録法に基づいて、事務所が設置されたと。そこで働くアメリカ側の、活動する中では、法人登録が必要なんだということで、こちらは、コア社のほうから段取りつけて、その所長なり、活動する県の職員なりが活動できるような方法というのは法人の設立なんだというところでスタートしていくわけなんです、その法人が、後々に分かってくるんですけれども、この株式会社の法人だったというところが判明をいたしました。

その株式会社の設立に当たっての、いろいろやらなければいけない仕事がおろそかになっていて、県の責任、県がやらなければいけないこともできていなかったというのが事実として発覚をいたしました。

この10年間、先ほどのお話からしますと、法人できて、しっかりと活動してこれができたというところでは、アメリカの法律に抵触をすとか、日本の法律にも抵触をすとかという部分の認識というのはなんでしょうかね。平安山さんはどうお考えなんですか。

○平安山英雄証人 私は、この事務所で2年間活動している中で、アメリカの法律を遵守し、日本の法律を遵守して、活動して、帰ってきたというふうに認識をしております。

○仲宗根悟委員　今まで出てきた、明るみに出てきた問題点というのが、県にも認識されていなかった。株式会社として、幹部の皆さんも職員も初めて知ったというようなことがありました。推測なんですけれども、これは。ワシントンコア社、そのコンサル事務所そのものに相当な依存といいたいでしょうか、信頼をして、任せられる会社だということを信じて、皆さんお仕事をしてこられたのかなというふうに思うんですが、そこはいかがお考えでしょうか。

○平安山英雄証人　仲宗根委員がおっしゃったとおりですね、私は個人としてですね、ワシントンコア社には全幅の信頼を置いて、そして、ワシントンコア社が我々に指示をしてくるものについては、全幅の信頼を置いてこの指示に従って活動してきたという記憶があります。

そして、ワシントン事務所は、ワシントンコア社の協力なくしては、いい活動は全くできなかったというふうに考えております。というのは、沖縄県、日本国のある県の知事が訪米するに当たって、大統領の予備選に立候補したマケイン上院議員とか、それからコ克蘭上院議員、予算委員長ですね、マケイン議員は軍事委員長ですね。そういうアメリカ合衆国の議会の中では、上院議員の中でトップファイブに入ってる方々、そういう方々と、知事が面談をできる、セッティングをできる。そういう事務所というのは、そうそうないと思いますね。そういう意味で、ワシントンコア社には、大変お世話になったものと、僕は記憶しております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　次に、大田守委員。

○大田守委員　よろしくお願いします。

証人喚問ということでありがとうございます。

今、一応問題になっているのはですね、この法人の設立の経過だと思うんですよね。そういった中では、先ほどお話を聞きますと、報告書も20ページぐらい毎月送っていたということなんですけど、これはもうメールとして、県のほうに存在しているという考えでよろしいんですか。

○平安山英雄証人　私はちゃんと送っておりますので、県が、これは保管しておるべきだと思いますね。

○大田守委員　分かりました。ありがとうございます。

それからですね、副所長であった山里さんのほうはですね、もう毎晩のように、知事、副知事と、平安山さんが電話して、いろんな話をされていたということをおっしゃっているんですけれども、この設立に関してのお話だったのか、それ以外のお話だったのか覚えていますか。

○平安山英雄証人 設立当初、もうすぐですね、知事は訪米をしたいということで、この特別な時期でしたので、もう設立間もない時期でもありましたし、この法人の設立に向けての進捗状況とか、あるいは知事訪米についてのアポの取り具合の進捗状況とか、そういういろんなことを、知事、副知事とはお話した記憶があります。

落ち着いてですね、知事の訪米をちゃんとこなして、そして知事が戻られたその後からは、そんな頻繁なやり取りというのはなかったように記憶しておりますね。

○大田守委員 法人についてもお話をされていたということによろしいのでしょうか。

○平安山英雄証人 法人、組織を設立するべきだということは、お話をしておるはずです。

○大田守委員 法人のお話もされているのであればですね、今日確認していただいて、法人に平安山さんの署名もあったということであれば、この法人設立については、もう平安山さんも承知していたということによろしいのでしょうか。

○平安山英雄証人 法人設立については、当然私も理解をしております。この内容についてはですね、これ株式会社であるということは承知はしていませんが、法人組織がアメリカ合衆国において、責任を取る、法的な人格を持った組織が必要であるということは、私は認識をしております。

○大田守委員 山里さん、副所長のお話ではですね、毎晩のように、知事、副知事等に電話して確認等、指示等を受けていたというお話もございますけれども、そういった中で、今現在公職にいる方は、当時の統括監もいらっしゃいますけれども、どの範囲までお話をされておりますか。

○平安山英雄証人 山里君がどういう発言をされたかかもしれませんが、私が何し

る時間が真逆ですので、知事、副知事等とお話をするのであれば、夜だと思えますよ。それを山里君が毎日のように、私が電話してるとかいう話ができるものではないと思いますが、かなりしかし、赴任間もない時期はですね、この法人の設立、あるいは知事の訪米の受入れとかで、非常にコンタクトを密に取らないといけない状況でしたので、頻繁に知事とお話をしているというのは事実でございます。

しかもこれはですね、当然時間が真逆ですので、ワシントン事務所でお話をしたんじゃないくて、私の個人のセルラーフォンを使っただけの会話であったと記憶しております。

○大田守委員 その中でですね、当時の安慶田副知事は、私は全くこれは関知していないと。ワシントンに関しては、一切分からないと。今回の問題が出てから初めて知ったと。当時の担当副知事として、そこまで話ができ、相談できなくて、私は悲しい思いをしているというようなお話をされています。

山里さんのほうはですね、平安山さんはよく知事や安慶田副知事と連日のように電話をやり取りしておりましたという形でおっしゃっているんですけども、どちらがどうなっているんでしょうか。平安山さんの経験の記憶の中で、副知事は、先ほどお話した富川さんのみと。安慶田さんはないと。でもお二人がこう相反する証言しているもんでね。どちらの副知事が中心になっているのか。

○平安山英雄証人 副知事が、自分たちの抱えるワシントン事務所について知らないというのは、僕は信じられないですね。当然知っておるべきでしょう情報は知事とも共有するべきだと思いますし、そして私がですね、ワシントン事務所の所長として派遣されるときに、安慶田副知事は当然一切関係ありません、関わっておりません。しかし、安慶田副知事とはですね、彼が「平安山、ワシントンで、マッケンジー上院議員に会いたいので、セットしてくれ」という彼からの指示はありました。

しかし、私はですね、これは一県の首長がお会いすると言うのであれば、これはかなり厳しいけれどもセットするべきで、知事から直接指示があれば、ワシントンコア社を通してするべきだろうと思いましたが、副知事のレベルで、マッケンジー上院議員と、ある一県のね、日本の、マッケンジー上院議員と会わせてくださいと。私がこれを進めるということは、私はできないと思ったので、これは話を進めておりません。そういう感じでのやり取りはありました。

○大田守委員 そうであれば、やはりこれはですね、両副知事、富川さんと安慶田さんも共有していたと。もちろん、この法人の問題もですね、影響していたということによろしいのでしょうか。今のお話であれば。

○平安山英雄証人 ワシントン事務所が法人であるという認識は、安慶田副知事、富川副知事がどう認識していたかというのは、僕は当然答えるべきではないと思いますので、本人に確認をするべきだと思いますが、当然認識は、一般的な常識からすると、認識はしておるべきだと思います。

○西銘啓史郎委員長 次に、仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 平安山さん、よろしくお願いします。

先ほどの株券の件なんですけど、証書の内容を知って平安山さんはサインされたんですか。

○平安山英雄証人 この株式会社という認識もないので、この株券にどうして僕はサインしたのかなと。今でもですね、もうサインは、しかし、僕のサインなんですよ。これどうして私はその株券にサインしたのかなと。自分でも分からんぐらいですよ。正直言って、正直に言います。

○仲里全孝委員 そうすれば、証書の内容、いわゆる1000ドルの内容を把握していないですよ、現在。

○平安山英雄証人 この株式会社であるというのは、これは新聞報道を通して、去年知りましてですね。私は県庁に、株式会社であれば、何かも、そして、何株の株券を誰が所有しているのかということを質問しました。県に。そして県は、実は1株1000ドルの株を沖縄県が所有しておりますというお答えでございました。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から株式証書の内容を確認した上でサインしたのかとの質問があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

平安山英雄証人。

○平安山英雄証人 これは要するに僕の財産じゃないんですよね。僕が発行したということになっている。署名ですね。

私は発行者であるわけですが、私がこの株を発行して、そして私が1株1000ドルの、この1000ドルを私が保有したという記憶は一切ありませんし、そして、これはなぜそういうふうになったのか、この株券を私が発行して、県がこれを保有したのかについての本当にはっきりした記憶はないんです。

○仲里全孝委員 平安山さんが前回もですね、これ前回のお話しでは、いや私はサインをしてないというふうな話があったもんですから。山里さんに聞いたらですね、山里さんは、サインはしたと。誰の指示でしたかと言ったら、平安山さんに指示されたとはっきり言っているんですよ。それで確認を取っているところです。どうでしょうか。

○平安山英雄証人 これはですね、私が指示して、いわゆる権限……。

彼はですね、確かに僕の部下ではありますが、私の指示に従わないといけない、そういう職務にあると思いますので、私が指示をしたのであれば、彼はサインをするでしょうね。ところが、私自身が、その株式会社を保有する全面的な権限を有しているという事実、認識は私はありません。というのは、あくまでも私は最初から最後まで、沖縄県のワシントン事務所の所長として、私の認識では、特殊な法人。なかなかその1県では持てないような、この法人組織を立ち上げて、そこで活動しているという認識でございますので、この株券どうのこうのというものがですね、何で必要かも含めて、私には、その当時理解はできてなかったと。今は、そうしか記憶にないですね。

○仲里全孝委員 理解はできなかったんですけども、私はサインをしましたということでしょうか。

○平安山英雄証人 間違いなく確認しましたので署名はしています。

○仲里全孝委員 法人組織のことをちょっと確認させてください。

前回ですね、山里さんは、この法人は、いや、特殊法人ですよと。そういうふうに言われているんですよ。この特殊の根拠を教えてください。

○平安山英雄証人 私は弁護士ではありませんので、特殊の法人とかどうのこのという説明をできる立場にはありませんが、私の認識でも、これは株式会社ではなく、特殊な法人であると認識しております。

一切ですね、これは営利活動、金銭的な営利活動をしない。そしてプレジデントである平安山英雄が1株も株を持たない。もし、株主総会をするのであれば、各株主総会にも、株を持っていないわけですから参加できないはずですね。そういう100%沖縄県が保有している株式会社の特殊な形ですので、私は、株式会社として認識はないので、株主総会を開催したなんていう記憶も一切ありませんし、あくまでも2年間、ワシントン事務所。特殊な組織として、活動した記憶しかありません。

○仲里全孝委員 株主総会の定款にはサインされているんですけども、それも平安山さんがサインしていますよね。

○平安山英雄証人 確認をしておりませんが、私の署名かどうか確認できれば、そうでしょうね。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員からFARA登録に関する申請書類等を平安山証人に提示したところ、平安山証人のサインであることを確認した。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 平安山さん、定款にサインしたかしていないか確認を取らせてください。確認します。

○平安山英雄証人 サインしています。

○仲里全孝委員 そうであればですね、先ほどから聞いているこの法人の、平安山さん自ら特殊法人って言ってきたんですよ。これ特殊の根拠、内容を教えてください。

○平安山英雄証人 私の理解ではですね。社長が1株も持たない株式会社、そして株の譲渡が一切できないような株式会社。これが存在するのかなと。そういう意味で、しかもですね、社長とトレジャラー、社長とセクレタリーが一緒の法人組織。そしてバイスプレジデントとトレジャラーが一緒の法人組織、これが株式会社、本来我々が考える株式会社と呼べるものかどうかも含めて、私はこれは特殊な形の法人、コーポレーション、シーコーポレーションという、後でこれ知りましたが、というふうな認識でございます。

今でも、これは株式会社——本来、我々が考える株式会社であるという認識は一切ありません。というのは金銭的な利益を追求している法人ではないので。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から株券等にサインして認識しているはずだが、あえて特殊法人だと言う根拠は何かとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

平安山英雄証人。

○平安山英雄証人 私の認識では、あくまでも営利活動を一切しない。社長が1株も持たない。そして、株式の譲渡が一切できない。そういうのが株式会社がと言えるのかどうかという疑問を持ちますので、私はこれは通常我々が考える株式会社ではない、特殊な法人であるという認識でございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員長から県としては営利法人として登録したことを認めており、平安山証人の認識の違いについて質問しているとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

平安山英雄証人。

○平安山英雄証人 これはですね、本来ならば、アメリカのシーコーポレーションという法人なので、営利活動はできる法人だと私は思います。それでですね、私がもしこれが営利活動のできる法人であるのであれば、これは沖縄県に

としては、一步前に進んだんではないかと。私は前からですね。この沖縄県のワシントン事務所、沖縄県に事務所を置くのであれば、これは、沖縄県の例えば、わしたショップをアメリカに設置するとか、沖縄の観光をPRするとか、そういうことをするべきではないかと、私はいろんなことを、知事にも一応進言したつもりです。ところがですね、この新たな2年間の活動は……。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員長から平安山証人の認識について営利法人として設立されていることは認めつつ、実際には営利活動は行っていなかったという認識でよいかの確認があり、平安山証人もそれを認めた。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 当時から平安山さんは、株式、それは別としてですね、法人組織の認識はあったわけですね。

○平安山英雄証人 もちろんありました。

○仲里全孝委員 当時その平安山さんの位置づけは何だったんですか。公務員だったんですか、その従業員だったんですか。

○平安山英雄証人 私はあくまでも、沖縄県の参事監として、翁長知事から、ワシントン事務所の所長を務めてくれということで派遣をされて、翁長知事から、株式会社をつくるのでそのプレジデントになってくれということで派遣されたものでは一切ないので、私は最初から最後まで、沖縄県ワシントン事務所の所長、一公務員として、参事監として職務を全うしたという認識でございます。

○仲里全孝委員 次にですね、FARA登録について確認させてください。

FARA登録はどの身分で申請されていますか。

○平安山英雄証人 私はこのFARA登録をどの身分でしたかという知識は全くありません。法律の専門家じゃないので、まず私はFARAというものが存

在することも分からないわけですので、これは弁護士事務所が、沖縄県ワシントン事務所が活動するについては、F A R A登録をする必要があると。

そして、沖縄県の代理人として、活動する必要があるので、F A R A登録が必要なので、弁護士事務所がそれをちゃんと申請をして、通したんではないかと理解しています。

○仲里全孝委員 F A R Aの申請書は、申請書は平安山さんになっているんですよ。サインもされています。その内容、申請書の内容は、平安山さんは把握はされていなかったんですか。

○平安山英雄証人 私はですね、F A R Aが外国の機関の声を代弁する事務所、そしてその活動をできるような法的な根拠をつくるということで、F A R Aの登録を、私がした記憶はなくて、サインはしたかもしれませんが、弁護士事務所がしっかりと法にのっとって、申請をして、そして許可されたものと認識しております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、平安山証人がF A R A登録の申請書類の中身を理解した上でサインしたのか確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

平安山英雄証人。

○平安山英雄証人 お答えします。

この中身についてですね。これが私のサインではありますが、100%私は理解をして、サインをした記憶はないんです。これはもう、もし皆さんがおとがめをするのであれば、私の責任かもしれませんが、私は中身の全てを把握して、サインしたというはっきりした記憶はありません。

○仲里全孝委員 先ほどの15万ドルの給与の話もさせてください。これ正しい給与だったんですか。

○平安山英雄証人 私はどこからかもしれませんが、15万ドルをもらった記憶は一切ありません。

○仲里全孝委員 この処理、申請書類、過失に当たりませんか。

○平安山英雄証人 これはですね、私がサインしていますので、私がつくったことになっているかと思いますが、これ実際作成したのは、弁護士の方、私はFARAについて知識がありませんので、弁護士の方が作成をしたものと私は考えます。

○仲里全孝委員 あと1点、確認させてください。

運天氏から、平安山さんはLビザ申請がいないというふうに答弁ありました。どのようなビザを取得されていましたか。

○平安山英雄証人 これは私は合法的なビザで2年間、アメリカの任務を終えて帰国をいたしました。そして、私は米国総領事館アメリカ大使館に確認をしておりますが、ビザに関しては、これは個人情報ですということで、私は実は、県議会議長に、私が去年令和6年12月27日に、全ての皆さんの委員に送った質問状に、これは私はビザのことにしましては、個人情報だと思っておりますが、こういう個人情報を議会百条委員会で問題にしていっていいのでしょうかという質問をしておりますが、まだ答えは一切いただいておりません。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員長から平安山証人に質問された事項についてのみ答えるように注意があった。また公費負担でビザを取得しているものであり、個人情報ということで回答を控えるものではない旨の説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

平安山英雄証人。

○平安山英雄証人 お答え申し上げます。

ビザはですね、私個人の責任で、アメリカ、在沖アメリカ総領事館に出向いて申請をして、当然ビザの費用は、私が支払いしました。そしてですね、その後、これは私の記憶にはありませんが、おそらくですね、私は沖縄県から指名されて、ワシントンに赴くわけですが、これは私個人の費用で、このビザを取得す

るわけですが、私がアメリカに、ワシントン事務所の所長として行かなければ、私はこのビザを申請する必要は全くありませんので、これは、私の出張の費用として、県が再度肩代わりというんですかね。いわゆる私のアメリカ領事館で払った金額を、県からいただいたのではないかとということで……。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員長から、改めてビザの種類についての質問に答えるように促しがあった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

平安山英雄証人。

○平安山英雄証人 私の取得したビザは、B 1 ビザでございます。

○仲里全孝委員 このB 1 ビザは、何か年取得されていましたか。

○平安山英雄証人 私はパスポートがないので、何か年有効だったかという、手元には資料がないので、お答えできませんが、私が最低赴任している2年間は間違いなく有効なビザであったと記憶をしております。

○仲里全孝委員 このB 1 ビザでF A R A登録をされたんですか。

○平安山英雄証人 F A R A登録をするのに、ビザが必要かどうかというのは私は分かりません。

○仲里全孝委員 F A R A登録は。いわゆるLビザとか、B 1 はビザも該当するかもしれないんですけども。就労ビザに認められないと申請されないというふうになっているんですよ。就労ビザ。それを聞きたいんですけども……。

○西銘啓史郎委員長 答弁は大丈夫ですよ。

もう時間が過ぎていきますから。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 平安山さん、よろしくお願いいたします。

前回の参考人招致のときからも、繰り返し証人はおっしゃっていますが、当時、この法人設立の必要性は理解していたけれども、ワシントン事務所は営利活動するわけではないので、これは株式会社という認識は持っていなかったというのを繰り返しおっしゃっていました。

前回私も大変それを印象深く聞いてですね。証人が、アメリカいろいろ法律は日本とまた違っていて、その法人設立にもいろんな種類がある。インク、特殊法人だと思っていたと言っていたんですけど、そのことについて改めてもう一度確認させてもらっていいですか。

○平安山英雄証人 インクというのは、インコーポレイトという法人組織ですという英語だと認識しています。

○比嘉瑞己委員 このことは繰り返し今日もおっしゃっていて、そうですね、私から1点確認したいのが、調査検証委員会が報告書を発表しました。これでいろいろ今回のことについて問題点指摘してですね、こういった法人設立で事前検討が不足しているとか、あるいは本庁組織内との意思疎通が不足していた等々あったと思います。

やはり大変大きなお仕事をされていて、しかしもう5月には知事が訪米するという中で、お二人の体制でやっていて、大変だったと思うんですけども。一方でですね、この報告書の中でですね、4月30日にウェブ会議があって、その翌日、2015年の5月1日にですね、この報告書では、初代副所長は、初代所長に確認の上で、1時間40分後にコア社の提案に応じて、シーコーポレーションで設立することをメールで返信したというふうに報告にはなっているんです。

副所長は所長に確認の上で、シーコーポレーションという返事をしているというんですけど、どう思いますか。

○平安山英雄証人 私は、本当に、正直に申し上げますが、シーコーポレーションとはっきり沖縄県に確認をして知ったのは去年です。

私はもしこれがですね、シーコーポレーションとして登録するのであれば、これを法律的に面倒見ていただいた弁護士事務所、あるいはワシントンコアさんから、株式会社を設立するので、プレジデントとして署名をしてくれとか、そういう話があってしかるべきだと思いますが、私には具体的にシーコーポレーション設立をするので、必要書類に署名をなさいとかいうことを言われた

記憶はありません。

○比嘉瑞己委員　ありがとうございます。

そういった、一つ一つ確認すべき大きな問題があったと思います。

私からは以上です。

○西銘啓史郎委員長　次に、新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員　よろしくお願ひいたします。

先ほど、仲里委員のお話の中で、報酬の件がありましたが、この報酬ですね、県と契約をする際には、県の規定に沿っての賃金契約、給与になっていますね、契約だったのか。それに対して、例えば向こうで、要は遠隔地で勤める報酬ですね、そういったものが含まれていたのかというのを、もし教えていただけるのであれば。

○平安山英雄証人　私はですね、沖縄県の参事監としての公務員としての給与以外は一切もらっていません。全て私が頂いたのは、沖縄県の職員として、参事監としての給与を頂いたというのが事実です。これは総務に確認しても、当然はつきりと分かることだと思います。

○新垣淑豊委員　今ワシントン事務所の給与試算を見ているとですね、大体合計年収で1200万から2800万までの間というふうになっています。これは手当も全部ついてなんですけれども、それで15万ドルというふうになっているのかなと思っているんですが、そういった金額ではなかったということによろしいでしょうか。

○平安山英雄証人　それでですね、日本国のある新聞社が私は、駐米日本大使と同じ給料をもらって、仕事は何もしていないと。そういうのが記事になったことがあります。とんでもない話ですね、私は沖縄県の職員として、政治活動のできない職員ですよ、県の職員というのは。情報発信とか情報収集できますが、政治活動はできないですので、県の職員として給与を頂いて、2年間活動しました。それ以外、一切の給与は頂いておりません。

○新垣淑豊委員　では駐在に当たりですね、沖縄県からどのような権限を持つ役割だと聞いていらっしゃいました。

○平安山英雄証人 ワシントン事務所の所長としての権限、これは沖縄県の知事公室の下で、指示の下で、あるいは沖縄県知事の指示の下で、職務を遂行するという役割を担って、派遣をされたものと理解しています。

○新垣淑豊委員 実際にですね、以前参考人としてお越しになったときには、もういろいろなものはやはり課長に聞かなければならないというお話をされたと思うんですけども。実際にそのワシントンでの権限というのはあまりなかったという認識でよろしいですか。

○平安山英雄証人 実は私、参事監というのは、部長クラスですので、おそらくですね、この課長とやり取りをしたのは、私の下で副所長を務めた山里君のほうで、課長レベルとはコンタクトを取り合っていたのではないかと思いますね。

○新垣淑豊委員 平成26年の仕様書、作られた27年からスタートする仕様書には、法人の設立が含まれていませんでした。27年に、多分この設立という話になったと思うんですけども。これは実際に弁護士とかですね、コア社とかのやり取りをしていたのは、平安山証人なのか、もしくは山里副所長なのか、どちらだったんでしょうか。

○平安山英雄証人 これはですね、ワシントン事務所の所長、副所長が事務所を設置するというわけでは全くありませんので、これは当然沖縄県知事、あるいは副知事、知事公室、そういうところが責任を持って話を進めるべき事案だと私は理解します。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から弁護士とのやり取りをしていたのは所長または副所長のいずれであったかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
平安山英雄証人。

○平安山英雄証人 ワシントンでですね、弁護士とやり取りした、頻繁にやり

取りしたという記憶は私にはありません。これは、弁護士の費用等は、私沖縄県ワシントン事務所の所長が、支払いするべきものでも一切ありませんし、これは実際、弁護士事務所がどのような形で契約を、支払いを受けたかについては、私は把握をしておりませんので、おそらく沖縄県、知事公室が、あるいは沖縄県知事がどれぐらい弁護士事務所と頻繁に話を持ったかについては、私は存じ上げません。

しかし私は、弁護士事務所と頻繁にやり取りをしたという記憶はありません。ワシントンコア社については、もう日常的に頻繁に、いろいろ指示、あるいは御助言をいただいて活動しました。というのは、もうワシントン事務所というのは、初めての、ほかの県もできないようなことをやっておりますので、いちいちワシントンコアさんの知恵を借りながら活動しましたので、もうワシントンコア社さんとはもう日常的に頻繁にやり取りをしております。

○新垣淑豊委員 法人であったので、毎期決算が必要なんですけれども、この決算について、向こうの会計の専門家であったりとか、コアさんからの話ってありましたか。

○平安山英雄証人 全くございません。私はお金のやり取りに関しては一切関わっておりませんので、この決算のお話とか、これは県の知事公室、県の総務部からお金が出ておりますので、その辺がちゃんとした手続を踏んでいるのではないかと思います。

○新垣淑豊委員 分かりました。

ということは、もうガバナンスが全く利いていない事務所だったということが分かるんですけれども。これ正直、平安山証人はですね。もう向こうで、お金の面とかそういった法務的な面というのは、もうほぼほぼ関わりがなく、基本的に情報収集、また、情報発信ということを念頭に活動していたという認識でよろしいでしょうか。

○平安山英雄証人 もう、新垣委員のおっしゃるとおりで、私の任務は、そのワシントンで情報を収集し、知事に発信をする。そして、沖縄県の状況を、ワシントンのコミュニティに伝えると。これがもう私の最大の任務でございました。

もうちょっと時間を一、二分いただけるのであれば。私は行く先々で、まずですね、私たち沖縄県はわずか日本国土の0.6%の県土に70%の米軍基地を、

私たちは抱えている県でございますと。当初ですね、どこに行っても、沖縄県の皆さんとお話をする、興味とかいうものは全くなくて、沖縄県に対する関心は全くありませんが、私は、皆さんの国、1492年にコロンブスがアメリカ大陸を発見する前に、沖縄県は1429年に、国家として機能をしておりますと。そうしたら、あれ、ちょっと話を聞いてみようかなと。そして、うさんくさい人間がやってきたなというふうに見られたものが、実は私はアメリカ合衆国国務省の国家公務員として、29年5か月勤めましたという話をすると、これの話は聞こうじゃないかということになって、沖縄の窮状については、私は行く先々で必ず0.6%の国土面積の沖縄県に70%の米軍基地が集中しているという話は、全ての機関でやったつもりです。

○西銘啓史郎委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 よろしくをお願いします。

いろいろ今質疑答弁がありまして、その中からちょっと確認したいことから1点、平安山証人はですね、法人設立に関してですね、本庁側に報告しなかったと。証人のほうからですよ、積極的に向こうへはしなかったという発言がありましたけども、まずそれを確認させてください。

○平安山英雄証人 私から報告すべきことではなくて、これは沖縄県知事、現沖縄県の知事公室が主管になって、設置を進めている件でございますので、私のほうから逐一報告するのではなくて、向こうから問合せがあれば、私は完璧に毎回知事公室に、知事からの質問があれば報告はしております。

そして、弁護士事務所、それからワシントンコア社さんは、私ども事務所へ支払いをしているわけじゃなくて、沖縄県が弁護士事務所、それと併せてワシントンコア社には支払いしているはずですので、僕は金の流れは分かりません。

当然向こうのほうから、情報収集すべきであって、ワシントン事務所が、その設立について、いちいち沖縄県に報告する、逆方向、逆じゃないですか。僕にとってはですね。

私どもは、私、それから所長。沖縄県の情報発信と、ワシントンで収集した情報を沖縄県に伝えるというのが主な業務でございますんで、事務所設立に関しては、私どもが報告するのではなくて、沖縄県知事、沖縄県の知事公室が全て把握して、むしろ私どもにこういうことで事務所を設置したので、頑張ってくれよというのが筋じゃないでしょうかね。

○当山勝利委員 では今の発言に対して、ちょっともう一度確認ですけども、本庁側のほうから、法人の設立に関して問合せはなかったということですね。

○平安山英雄証人 私にはありません。

○当山勝利委員 それでですね、本庁側との事務的なやり取りというのは、山里さん側でやられていたんでしょうか。

○平安山英雄証人 実は私は外部から沖縄県に入ってきて、参事監を拝命して仕事をさせていただきましたけれども、山里副所長は、県の職員として、おそらく県庁の職員お互い、意思疎通のこれまで十分できていた皆さんとのやり取りですので、そういう形でのやり取りは、彼が主にやってきたものと私は理解しています。

○当山勝利委員 それと当時ですね、2年間、平安山証人と山里さんとの仕事の分担はどのようになっていましたでしょう。

○平安山英雄証人 私の行く先々、ほとんど副所長も同行して、活動しておりました。

○当山勝利委員 それぞれが仕事を分けてやっていたということではなく、一緒に行動してということでしょうか。

○平安山英雄証人 そのとおりでございます。

○当山勝利委員 それとですね、平安山さんと山里さん、当然2人でワンチームですので、ミーティングとかされていると思うんですね。そのときのミーティングというのはどのぐらいの間隔で、毎日やっていたのか週1でやっていたのかあると思うんですよ。情報共有はどのようにされていたんでしょうか。

○平安山英雄証人 我がワシントン事務所は、おそらくですね、10坪くらい、10坪もないんじゃないですかね。もう小さい、訪問された方は御存じだと思いますが、もう小さい事務所なので、この分刻み、もう日常的にですね、すぐそばにいるわけですから、何をするにしても2人で話合いを持ちながら、ずっとこの活動しているというのが実態です。

○当山勝利委員 分かりました。

じゃ、日常的に都度都度そういうすり合わせなり、相談ごとはされていたということですね。

○平安山英雄証人 一応そのとおりでございます。

○当山勝利委員 ありがとうございます。

あと最後にですね、平安山証人が毎月知事に対して、三役に対して、報告をされていたということに関して、詳細はさて置き、その中に事務的なことは入っていたんでしょうか。

○平安山英雄証人 事務的なことはですね、ほとんど入っていなかったと思いますね。ほとんどですね、私がどういう方々とお会いをして、どういう情報を発信し、どういう情報を収集したかということについての報告が主で、事務的な処理等については、私のほうからはありませんが、山里君からは、県庁の職員を長年勤めていますので、やったかもしれません。

○西銘啓史郎委員長 次に、玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 よろしくをお願いします。私からは2点お願いします。

1点はですね、証人は国務省の職員としては29年働いていたと思います。アメリカという国は——例えば、移民国家でありますけれども、海外から人を送ることに対しては、かなり結構厳しかったりとか、あとは法人をつくることも非常に厳しい国家だと私は聞いていますけれども、今回ワシントン事務所が様々な指摘をされている中、アメリカの国で10年間、この事務所が維持できたものに関して、どのように捉えていますか。

○平安山英雄証人 私の理解ではですね、法的に問題がない事務所であるので、この活動が認められて、この10年間存続できたものと理解をしております。

もし、それが違法な組織であれば、アメリカ法治国家ですので、この活動を停止したであろうし。また、違法なビザで就労しているのであれば、これは強制送還、当然国務省は強制送還をしますので、その対象になって強制送還されていたんじゃないかと思いますが、10年間活動ができて、そういう強制送還の事実も一切ないということは、合法的な活動をワシントンではしていたものと

私は理解をしています。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

ということは、じゃ、コア社がだったりとか、あとは弁護士事務所というのは適切に適法に、この業務を遂行しながら日常業務を行っていたという理解でいいでしょうか。

○平安山英雄証人 法律を預かる弁護士事務所ですので、当然その法律を遵守した中で、ワシントン事務所についてのアドバイスをして活動をさせていたものと思いますし。また、ワシントンコア社についてもワシントンで長年、活動している会社でございますので、ワシントンの法令をしっかりと遵守して活動した法人組織であるというふうに理解をしております。

○玉城健一郎委員 最後にですけれども、平安山証人のほうは当時所長として、アメリカで情報収集をして、また知事に対して発信をしたり、また沖縄のことをアメリカに要人に対して発信するような作業をしていたと思いますけれども、実際、さっき少し説明の中で触れていましたけれども、自身がえたいの知れないような人ではなくて、もともとアメリカに使えながらやっていて、沖縄のその状況を発信していく中で、どういったことを、ずっと話をされてしまったか。

○平安山英雄証人 私のですね、貴重な体験を1つだけお話をさせていただきますが、ウォルター・モンデール副大統領を称える——これはですね英文では、リビングプレジャーでしたかね。そういう名前で、シンポジウムをワシントンで、レガシーでしたかね。何しろモンデール副大統領を讃える素晴らしいシンポジウムがありまして、このシンポジウムにはですね、バイデン副大統領、当時。そして、フェイスシュタイン、カリフォルニア州選出の上院議員等も参加して、300名ぐらい招待ベースでのシンポジウムでありましたが、実は私も光栄にもこの集まりに参加をすることができまして、その昼食会に大体10名のテーブルですが、そのテーブルの中に元在沖の米国総領事も同席しておりまして、その総領事からですね、沖縄県の現状についてミスター平安山、お話をしてくれということでしたので、この同席の昼食会の席の皆さん方に沖縄県の情報をしっかりとお伝えした記憶がありますね。

○玉城健一郎委員 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○平安山英雄証人　ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長　次に、新垣光栄委員。

○新垣光栄委員　それでは、先ほどからいろんな方の質疑があると思うんですけど、その中でですね、私も昨日ですね、証人のほうに質疑したら、沖縄県の行政上法人をつくるのは大変だということですね、手続関係がもう相当大変であって、この法人をつくったのがつくっていながら考えられないと言っていたんですけども、担当課としてですね。でも普通の民間の私たちからすれば、法人つくるのは10万円の法人をつくるというのは、なかなかたやすいものだと思っているんですけども、そういった意味ですね。申請の中にですね、当初のスキームの中に、委託の公募の中に入っていなかったのではないかなと、法人つくるのは。ただ、そのビザを申請する段階になってですね、法人がないとビザが申請できないということで、急遽この委託料の中からですね、出したのではないかなと勝手に推測しているんですけども、そういった思いでこのボタンの掛け違いが出てきたのかなと思っているんですけど、その辺の見解を聞かせていただきたいんですけど……。

○平安山英雄証人　私ですね、考えを申し上げますけれども、まず、このビザを発給するために、この法人を組織したなんていうことは全くございません。順序が逆ですね。これはワシントンで活動するに当たっては、法人格——つまり、1人の人間と同じような、この法人として責任を持つ組織が必要なので、その法人組織を設置しなくては行けないと。これは実は、個人がですね、新垣委員がおっしゃいましたように、個人で会社を設立するというのは、金さえ積みれば簡単にできる話です。どこでも、どの国でもですね。しかし、沖縄県、あるいは日本国、そういった公的な機関が直接事務所を持つということはできませんので、その活動をするに当たって、法人組織を立ち上げて、そして活動ができるようにすることになったわけですが、これは簡単な話ではなくて、私は前にも申し上げたと思いますが、日本国でこういった事務所が設置できているのは、東京都、横浜市がニューヨークに、そして神奈川県がメリーランド州に、実は神奈川県とメリーランド州は姉妹州、姉妹県の関係にありますので、そのメリーランド州の一角を使って事務所を構えておりますが、そういう形で簡単に1つの県がアメリカに事務所を設置するというのは、たやすいことでは

ありませんので、相当、弁護士先生方は苦勞されて、この法人組織を立ち上げたのではないかと私は考えます。

○新垣光栄委員　そうするとそういう流れからすると、県のですね職員の認識が、事務所ではなく出張所という認識で、この最初の設立の委託の部分ですね、法人の設立のことを認識がなかったのかなということになってしまうんですけど、それでどうでしょうか。平安山さんの理解ですと。

○平安山英雄証人　確かにですね、私も最初はですね、沖縄県がワシントンに事務所を設置するよと聞いたときに、東京にもあり、中国にも4つもあるので、沖縄県は事務所を簡単に設置できるんだと簡単に考えておりましたが、勉強してみると日本の外務省以外は、直属の事務所として外国で事務所を設置することはまかりならんということになっていますと。日本の通商産業省であれ、ほかの県であれ全く同じで、直属の事務所はできないということでございます。そういうことで、かなり苦勞はされた——個人ではありませんので、個人だったら簡単にできますが、公的な機関ですので、かなり苦勞はされたんじゃないかと思えますね。

○新垣光栄委員　最後に、そういった意味ではあまりにも時間が限られた中で、せっぱ詰まった中でですね、認識不足の中で設置してしまったのかなという今、お話を聞いて思いました。そういった部分で最後にですね、一言だけお願いしたいと思います。

○平安山英雄証人　たしかに新垣委員のおっしゃるとおりですね、これ拙速に設置したということは否めないと思えますね。本来であれば、沖縄県ワシントン事務所の設置準備室とかいうものをつくって、いろいろ検討を重ねてどういう目的で、どういう活動をするために設置するということを県民の皆様、県議会の皆様にも分かってもらえるような形で、準備室を設けてやるべきではなかったかなと今になって思いますが、私が派遣されて、4月1日に事務所長を拝命して、4月の下旬、6日か7日辺りには、もうワシントンに着いて、そしたらすぐ知事が訪米されるというので、もうこのアポイントメントのセッティングを、もう早急にやれという形でやりまして、しかも私は知事から直接は具体的に私はこうこういう思いで、この事務所を設置するという細かいお話をですね、知事というよりか、むしろその側近の方々からお話を聞いて、それで話を受けておりますので、そういうことも含めてかなり短期間で設置した事務所で

あるので、もう少し時間を取ってやるべきであったかなという反省はあります。

○新垣光栄委員 ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 以上で、平安山証人に対する尋問は終了しました。

この際、平安山証人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中、御出席いただき心から感謝いたします。

平安山証人、本当にありがとうございました。

休憩いたします。

(休憩中に、証人退席)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

休憩中にいろいろ御協議いただきました件については、幾つかまた確認また資料の要求がありましたので、事務局で整理をして対応したいと思います。

百条委員会は、今年はもうないと思いますので、来年また皆さんと元気にお会いできることを……。

○上原快佐委員 このスケジュール日程で証人が何月何日にとか、誰を呼ぶとかいうのは、また委員会に諮らなくても、理事会でまたやるということで確認していいですね。要は、また百条で集まって、この日はこの人ですというのを確認しなくてもいいんだよねということ。

○西銘啓史郎委員長 証人尋問呼ぶ人は、皆さん合意いただいていますよね。それがいつなのかというのは、もう事務局含めて決めていいですか。また、そのためだけに集まるということのも大変ですね。

年内はもうないですし、年明け1月もいろいろ、もう決まったらどんどん皆さんにLINE流しますので、メール等で、それを見ながらまた確認していただけだと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 以上で、予定の議題は終了いたしました。

委員の皆さん、大変お疲れさまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 西 銘 啓史郎